処	分等	の 種	類	業務停止 令和3年4月10日から令和3年5月9日まで30日間の宅地 建物取引業務の全部の停止
事	実 発 生	年 月	日	令和元年11月22日
事	実 探 知	の動	機	社員資格喪失報告書
聴	聞 年	月	日	令和3年3月3日
処	分 年	月	日	令和3年3月25日
違反条項又は該当条項				宅地建物取引業法第64条の15前段
処分等の根拠条項				宅地建物取引業法第65条第2項第2号
被	商号又	は名	称	国土信託株式会社
処	代	表	者	稲川 カツ子
分	免許番号及び免許年月日			北海道知事 石狩(11)第3215号 平成30年5月7日
者	主たる事務所の所在地			札幌市中央区大通西十五丁目3番26号

## 処分等の理由

令和元年11月22日に公益社団法人不動産保証協会の社員資格を喪失したにもかかわらず、 宅地建物取引業法第64条の15の規定に基づく営業保証金を供託しなかった。

原 因 者

- ・業者個人又は法人である業者の代表者(取引士資格あり/なし)
- ・代表者以外の役員又は政令使用人(取引士資格あり/なし)
- ・一般セールスマン(取引士資格あり/なし)

## (記載上の注意)

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の 違反条文(従)とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてく ださい。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。